

# 身近な福祉の相談役

# あなたのまちの**民生委員・児童委員**

## ▶民生委員・児童委員ってどんな人？

- 民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された福祉に関するボランティアです
- 民生委員は、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています
- 民生委員・児童委員の中には、子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する主任児童委員がいます
- 民生委員・児童委員は担当の区域を持ち、本市では約600人が活動しています

## ▶どんなことをしているの？

高齢者や障害のある人に関すること、生活・健康への不安、子育てに関することなど、住民の立場に立ってさまざまな相談に応じ、福祉サービスの情報提供を行い、住民と、行政や福祉事業者などのパイプ役を果たしています。

## — 支えあう 住みよい社会 地域から —

私たち民生委員・児童委員は、このスローガンのもと、住民の立場に立って相談に応じたり支援したりして、安心して暮らせる社会を目指して日々活動しています。こうした活動は、地域の皆さんと信頼関係を築きながら取り組む必要があり、私たちは地域の皆さんに支えられて活動を続けられています。そのことに深く感謝するとともに、今後とも皆さんのご理解とご協力をお願いします。

四日市市民生委員児童委員協議会連合会  
会長 高井俊夫さん



## 例えば、地域でこんな活動をしています



担当地区の高齢者などを訪問し、日常生活の相談を受けたり見守りをしたりします。



地域福祉活動にも力を入れ、住民同士の交流を図っています。



住民からの相談に対し、必要に応じて行政や福祉事業者などにつながります。

来年(令和4年)は、  
3年に一度の改選の年です

民生委員・児童委員の任期は3年です。現在の委員が令和4年11月30日で任期満了となるため、令和4年12月に一斉改選が行われます(再任も可能)。